東郷村報

昭和28年2月26日
發行所
宮崎縣東臼杵郡
東郷村役場
日向市富高新町
安藤印刷所
株式會社
電話64番

国民健康保険制度特輯号

国民健康保險の実施にあたりて

村長　小野　弘

輝かしい昭和二十八年の新春を迎え本村に於ても近く國民健康保險制度を實施することになりましたことは村民の皆様と共に誠に喜びに堪えない處であります。

縣下に於けるこの制度は農山漁村が極度に疲弊した昭和十三年に元の岩脇村が全國のトップ組に加つて實施して以來一時は八十八市町村中實に八十三市町村が組合を設立して盛況を極めたのであります戰爭の擴大に伴つて波亂動搖し休止廢止再起の憂目をみて現在に於ては六市七十三町村中三市三十四ケ村が繼續實施して着々實績を擧げている現狀であります。

本村に於ては昭和十九年八月戰爭の最中に實施され以來關係各位の懸命な努力にもかゝわらず終戰後の思想經濟の混亂に禍され遂に休止のやむなきに至つたのであります。

其後社會の狀勢はこの制度の復活を要求して參りましたが再三に亘る台風の災害及び農山村の一般的不況はこの制度の實施に最も大きな障害となつて今日に至つているのであります。

然しかゝる重要にしてしかも合理的な社會福祉制度をこの儘に放置しておくことは爲政者としても亦村民としても忍びざる處でありまして二十七年四月本制度を實施する計畫を樹て實施に必要な條例の制定及び豫算の編成更にこの制度の中樞をなす村直營診療所の開設についても諸般の準備をすゝめているのであります。

本村に於て何故この制度を實施するかにつきまして詳述することを省略致します今日の村民經濟力が凡ゆる点から綜合して豊でないことは想像されますが然しこの儘推移にまかせると致しますと更にその力を低下せしめる結果になると考えられます。

往時の經濟生活を回顧してみましても貧困や負債等多くはこれ等が病身や醫療費に原因していることは否定の出來ない處であり現在に於てもこうした災禍に苦しんでいる人々も多數あると考へます。亦健康な人でも日頃病氣や負傷の爲に貯えをしている人は極く稀だろうと思います。

不時に病氣になつたり亦病氣や負傷が長期に亘ると大低の人が醫療費の問題について何時までも親戚や友人の世話になつているわけにもゆかず疲勞困ばいする様になるのであり

かゝる時に國民健康保險制度が實施されてあり更に直營の診療所が設けられているならどんなにか心强いことであり實質的には大きな助けとなることでしやう

健康な人でもその様な施設があることによつて日々の生活に安心を與え明朗な氣持で活動が出來ることになります。

牛馬に對しては家畜保險があり作物に對しては農業保險がある様に人間の生活に對しても安心立命を約する保險の制度が必要であることは當然であります。

要は經濟事情が逼迫すれはする程醫療助産葬祭費等の輕減が必要であり、お互苦しい時にはお互の力で助けあつてこそはじめて明朗な社會生活が出來るのであつて現在の東郷村の實狀からして今こそこの制度を實施して一日も早く明るい新しい村を造るべきだと信じたからであります。

この制度の實施にあたりましては色々な困難が予想されるのでありますがこの機會に村民の皆様から特に協力を願いたいことにつきまして二、三申述べることに致します。

國民健康保險制度の根幹をなすものは相扶共濟の精神であります。如何に立派な施設があり制度がありましてもお互助けあう精神が欠げていたら永續も致しませんが完全な運營は出來ません。村民の一人〳〵に相互扶助の精神が滿ち〳〵ている時はじめて目的を達することが出來ると思います。

由來東郷村民は近隣友交の美風を持つていますが一部落或は一村を單位とするこの精神については尠からず反省を要するものがあると思われます。

一度この制度を實施致しましたなら大同團結した相扶共濟の精神で何處までも盛立てなければならぬと思ふ次第であります。

次にこの制度を熟知して充分に利用することであります。今迄「國保制度の醫療費は安いには安いが手當が粗末で不親切だ」と云う評をきくのでありますが勿論これは一定の制限をうけて（それも完全治療を前提して）治療にあるので一面無理からぬ聲でありますがこれは制度を充分に知つてもらえないことから起る聲でありまして、内容を熟知して下さるなら斯様な聲もなくなると存じます。

保險行政にたづさわるものも勿論これ等の啓蒙宣傳に努力すべきでありますが村民の各位が努めてその様な心構へで協力下さることが大事ではないかと思います

次に保險税と一部負擔金の納入についてであります。

この制度は國縣費の助成の外保險税と一部負擔金によつて經理がされているのでありまして保險税はこの制度の血液にも等しいものであります。税の納入が完全でないとたちまち運營は止まり再び休止せねばなりません。國縣村税と一般の負擔も現在に於てはまことに容易ならぬものがあるのでありますがこの保險税の納入につきましてはくれ〳〵もよろしく願ふ次第であります。亦一部負擔金にしても全様でありまして一番恩惠に浴した人々がその義務を履行しない様では健康で無病な人々がどうして協力が出來ませう。

與へられた權利は充分行使して貰いますが義務の履行については一層の努力を願いたいと思います。

最近政府に於ても國保制度を社會福祉事業の中心点としてその認識を新にせられ制度の改善國費補助の增額等の方途が講ぜられつゝありますことは喜びに堪へない處であります。

一日も速かに惠まれない暗い氣持から脱却して新しい村明るい村を建設したいものだと念ずる次第であります。

（終り）

私達の……健康保険組合

東郷小學校長　都甲鶴男

私達學校教職員は共濟組合と云つて健康保險組合と同じ組合を作つています。毎月掛金を少しづゝ掛けて、宮崎の本部に納めていますこの掛金はその人の月給によつてちがつています。この共濟組合を作つているために私達は毎日の生活に或る安定感があります。何時病氣や「けが」を起しても醫療に心配はいりません。かりに私本人が醫者にでもかゝることがあれば醫療代は一錢もいりません。次に家族の者が何人でもよいのですが醫者にかゝるとすれば半額の醫療代しかいりません。

この實績を次に記して見ませう。

昭和二十七年自一月至十二月一年間の私の家の醫療代

氏名		病名	組合員證により醫者に拂つた代金	組合に入らない場合の醫療代はこれだけいる
都甲	鶴男	本人　齒の治療五本		
〃		蓄膿症の爲ペニシリン注射五本	○錢	二、五五〇円
〃	アサエ	妻　腹痛醫療	一、〇〇〇円	二、〇〇〇円
〃	厚	十三才　頭痛醫療	三〇〇円	六〇〇円
〃	義尚	十才　右足骨骨折	一、二四〇円	二、六〇〇円
〃	和代	六才　風邪醫療	二五〇円	五〇〇円
〃		中耳炎醫療	三一〇円	六〇〇円
計			三、二一〇円	一〇、三五〇円

一ヶ年間の保險掛金六、〇〇〇円

右一年間の私の家の醫療代は結局三、一一〇円ですんだことになり掛金と支拂つた醫療代の計は九、一一〇円で保險には入らない場合は醫療代が一〇、三五〇円もかゝることがわかりますつまり差引尚一、二四〇円も得をすることになります私たちは一年間の醫療代を月少しづゝ保險料にかけ言つても僅かの金ですぐ醫者に見て貰うことが出來ます。

私の四男が宮崎で足の骨折をしたとき、バスで富高の和田病院につれてゆき、レントゲンにかゝりギプスをはめ手厚い治療を受けたとき等、二〇〇〇円はいるだろうと思つたところ僅かに六〇〇円ですんだのです。その後何回も治療を受けたのですが、むしろ附添いの交通費がかさんだ位でありました。

この保險組合は、生活に余裕の無い家族程加入しなければいけないと思います、一度にたくさんの金を使はずに醫療が受けられると云うことは何んと云つても幸いなことであり、みんな安心して家業にはげまれると云うことが出來ます。

文化のすゝんだ人種、開けた村程、こうしたよい組合を作り、つまらない金を使はずお互が助け合つて健康の維持に努め精神の安定を保ち一家の繁榮をはかることになるのであります。

村営診療所設立を喜ぶ

東郷村教育委員會委員長　高森文夫

立春の大雪の日に鶴之内の黒木俊夫さんが炭焼きに行つていて大やけどをされました。

黒木さんは東郷小學校の父母と先生の會の學年委員長をされていますので會合の度にお目にかゝり、私は黒木さんの眞面目な性質に深い尊敬を拂つていました。

それで黒木さんの思い掛けない災難の話をきいて非常に驚ろきお氣の毒に思いました。特に火傷をされた當日、本村に入院治療を受けるだけの設備を持つた病院がないため、翌日になつて漸く日向市の和田病院に入院されたといふ話をきいてお氣の毒でたまりませんでした。丁度そんな事があつたすぐ後で私は村營診療所設立の話がいよいよ實行に移され、敷地も既に決定されたと聞き非常に嬉しく思いました。病氣にかゝつた時、又思い掛けない怪我をした時に十分の養生が出來ないほど殘念なことはないと思います。村内のすべての人が十分に治療が受けられるためには、村内に完備した醫療施設があることが必要であると同時に、村民のすべての人が平常から經濟的にその準備をする事と村民がお互いに助け合う事が必要だと思います。村營診療所の設立と同時に國民健康保險制度の實施される事は當然の事で、國民健康保險制度の裏付けなくして村營診療所設立は出來ない相談であります。それで結局立派な村營診療所が出來て村民のすべての人が病氣などの時に十分の養生が出來るやうになるためには、村民のすべての人が國民健康保險という制度を十分理解して協力して下さる事が是非必要になつてくるのだということになります。私達はとかく健康の時には病氣の苦しみを忘れがちですが、家族のうちの一人が病氣になつたり、思い掛けない怪我をしたりした場合の事を考へれば、この制度の大事なことがわかると思います。村民のすべての人が良く理解し良く協力して立派な國民健康保險制度が出來上り、設備のとゝのつた立派な村營診療所が出來上るやうに心から願う次第です。最後に村當局者には一番肝心のお醫者さんの傭入れに對しては最善の努力を拂つて下さるやう特にお願い申上げる次第です。

健康で
明るい
村興そう

国民保健で
明るい日本

病気の弱み
国保の強み

東郷村国民健康
保険制度に就て

本村で近く國民健康保險事業を實施して村民の醫療問題の解決と醫療費負擔の輕減を圖るべく仕事を進めていますが本事業は以前苦い經驗もありますので村議會とも相はかり愼重に事をはこび組合時代の過ちを再び繰返さないように努力すると共に村民各位の絶對的な協力をお願いするものであります。

近く皆さん方と本事業の内容等についてくわしくお話をする機會を計畫していますが次に大要を記し各位の御協力と御檢討を御願いするものであります。

一、國民健康保險法の大要

(1)目的
相扶共濟の精神に則り疾病、分娩、死亡等の場合に保險給付をなすことが目的であります。

(2)國民健康保險はだれが行うか
原則として市町村が行うことになつているが市町村が行わない場合に營利を目的としない社團法人が組合として行うことができるようになつています。

(3)被保險者
村内の世帶主及世帶に屬する者となつていますが左の者は被保險者の資格がありません。
役場の職員及農協の職員等の如き他の健康保險事業團体の保險の被保險者（その被扶養者を含む）
醫師及その家族貧困のため地方税の免除をうけている者
右以外は總て被保險者となります。

(4)條例の制定
國民健康保險を實施せんとする場合は村議會の議決を得て條例を制定知事の認可をうけることになつています。
從つて被保險者の資格のある村民の加入脱退は自由にできないことになつています。

(5)保險者は療養の給付に要する費用の一部に充つるため被保險者より保險税を徴收することができることになつています。

(6)保險税及一部負擔金は普通村税と同樣の取扱になつており納付を怠つたものについては滯納處分等もできることになつています。

(7)保險税その他の徴收金は二年を經過すると時効により消滅し徴收その他の權利がなくなることになつています。

二、東郷村に國民健康保險の實施を必要とする理由

國民健康衛生の保持には人口二千人に對し醫師一名を必要とすると言われていますが現在本村には二名の開業醫があるのみでありまして入院の施設等はないのであります。そうした見地から致しましても本村には醫師や之等の施設が不足しておりますので本事業を實施すると共に近く直營診療所を設置して醫師の招聘も考えています。

現在縣下で本事業を實施している市町村は三市三十三ケ町村でありましていづれも住民の協力を得てこの施策を強力に行つています

では本事業を行うことが住民の福祉に及す影響はどうであるかといふことを昭和二十六年の統計により見ますと本事業を實施している市町村と實施していない市町村の醫療費治療日數一件當り平均は

(イ)實施市町村　六、六日
四百四十五円

(ロ)未實施市町村　一七、二日
二千三百円

であり實施していない市町村は實施町村に比べて治療費において五倍日數において二、六倍を要している狀況であります。

又要生活保護家庭增加の原因中その七割五分が疾病療養費の重壓にあるといわれておりますが本縣においても國保實施中の宮崎市と實施していない都城市の生活保護世帶の增加率は（都城市を宮崎市と同じ世帶として見積る）昭和二十六年において宮崎市の二百五十三世帶に對し都城市は千三十七世帶となつているのでありまして如何に國民健康保險を實施することによりその市町村の住民がその恩惠を蒙つているかがうかがわれるのであります。

本村においても二十八年一月現在被保護家庭は百三十世帶であり給付月額二十三万円でありますがそのうち醫療扶助家庭は三十世帶醫療費として毎月十万円を給付している現狀でありましてこの制度を實施することにより村民の受益の度合も容易に察知される問題であると思うのであります。

次に東郷村民が年間にどの位の醫療費を支拂つているかという考え方から東郷中學校の生徒について調査した結果を村民全体に引延ばしたものは次の表の通りであります。

年間醫療費

區分	村内の醫師に支拂つた額	村外の醫師に支拂つた額	賣藥購入費	合計	備考
總額	四、六三五、〇四〇円	一〇、一九四、九六〇円	六、三四〇、一六〇円	三、一六〇、一六〇円	賣藥購入費は藥店及家庭藥等すべて
一世帶當り	三、三三	五、〇九七	三、一七〇	一〇、五六〇	
一人當り	四〇八	九〇三	五六二	一、八七三	

以上の通り醫療費の負擔が一戸平均一万円となり村全般としては二千百万円から二千五百万円と推定されますがこの額は村民總所得の二割であり更に本村産米の平年生産量の價格五千四百七十五万円の約半分が醫療費として失費される計算になり、まことに驚くべき數字であります。

本村にこの事業を實施することになると一世帶平均一千四百円から一千五百円程度の負擔をして頂かなければならないと考えますが、この負擔額は現在一人當り一年分の醫療費より少い額でありまして本事業の實施によつてこそ眞に本村の醫療問題が解決するものであることを信じ一日も早く本事業を實施することが村民の福祉を增進するものであることを確信するのであります。

三、事業

(1)保險税
保險税はどのようにして課するかといいますと
一、所得割
一、資産割
一、世帶別平等割
一、被保險者均等割
所得割は村民税と同樣前年の所得が課税標準であり資産割は土地家屋の税額でありまして世帶別平等割と被保險者均等割はそれ〳〵一世帶被保險者一人當り均等に課されその合計額を世帶主に課税することになります。
この保險税は總て療養の給付に要する費用の一部に充つる金でありまして事務費その他の費用は國の補助によつて運營されるのであります。

(2)保險給付
被保險者が病氣やけがをした場合は保險者（東郷村）が療養について契約している醫師（村内は勿論日向市、延岡市、縣立病院等從來村民が關係のあつた醫師總て）に受診證を差出して診療をうけることができます。
この場合療養費往診料等はその半額を醫師の窓口で診療を受ける者が支拂うことになり後の半額は保險者（東郷村）が支拂うのであります
こうなると保險税を納め半額は現金で支拂い全額自分達の負擔ではないかと考えられますがこの事業を實施することによつて負擔がうんとやすくなるのであります。
即ちどういう治療を致しましても藥や手術料等は國家で定められた一定の單價で治療が出來るのでありまして安心して養生が出來ることになります
如何に養生費が安くなるかと言うことは前記表で示した通り療養費が一般治療の場合の五分の一ですむことを見てもうなづけると思うのであります

(3)助産費の支給
分娩したときは助産費として三百円程度支給します。

(4)葬祭費の支給
被保險者が死亡したときは葬祭を行う者に五百円程度支給します。

(5)保健施設
被保險者の健康保持增進のため左の施設を計畫しています。
一、傳染病寄生虫病その他疾病の豫防
二、健康診斷
三、母性及乳幼児の保護
四、榮養改善

以上國保とその計畫の大要を申上ましたがこの施設は誠に大切なことでありまして健康な村民であることが明るい東郷村建設の源泉でもあると考えられるのであります。尙いろ〳〵と詳細にお知らせしたいと思いますが紙面の都合もありますので後日會合の機會にゆづりたいと思います。申上るまでもなく本事業の運營はあくまで村民各位の協力なくしてはその向上發展は望まれないことでありますので本事業の趣旨や目的をよく理解され特段の御協力を切望するものであります。

「先づ健康！」

議會教育更生部委員會委員長　新名岩喜

この事業の育て方は又醫療の費用はと申しますと、

◎すくなくてすむ平素の用意

健康で、感謝の其日〳〵を送る時少づゝの掛金が、やがて不時の災の時あなたの一家を溫く護つて呉ることになります。安心して伸び〳〵と療養が出來るのです

次に村民が一年間に支拂う醫療費は上段「東郷村國民健康保險制度について」中年間醫療費として面白い統計がでゝいる通りでありまして村民の一ケ年所得は概ね二億余円と推定されておりその一割であり一世帶當平均一日參拾円を醫療のため病院や藥店へ拂つている勘定になります。次に國民健康保險による醫療費と、開業醫による費用の比較はどうかについて、健保診療では一点單價が十一円五十錢となつて居り、國保の場合は十円程度であります開業醫師の場合大体拾八円位と聞いて居ります。尙國民健保實施町村と然らざる町村との醫療費及治療日數との比較は次の通でこれも仲々興味の深い數字が現れています

區分	治療日數	醫療費	附記
イ、實施町村	六、六日	四四五円	一件當りにつき
ロ、未實施村	一七、二日	二、三〇〇円	右　仝

其の差治療日數に於て二、六倍醫療費に於て實に五倍となつています。こゝで數字が雄辯に國保制度の必要を物語つて呉れましたので更に本事業の徹底を期するため診療所の建設が必要となつて來ました。組合員は自分の診療所で治療を受けることが常道であります。そして將來は更に綜合病院の發展を期し以つて名實共に一万千村民の健康を全からしめたいと念願して止みません。

「先づ健康」私の最大念願それは東郷村民の願望でもあらうことを想う時今にも國民健康保險實施の足音が聞える樣な氣持に驅り立てられます。

（完）

国民保険に協力すると云ふ事は
六ヶ難しい事ではない
疾病予防で二度の病氣を一度に
する樣に心掛ける事である

生きる爲には太陽と水と空氣と
ともに
国民健康保險がなければならぬ